

平塚市教育委員会令和3年7月定例会会議録

開会の日時

令和3年7月29日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 林 悦子 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令
委員 守屋 宣成

説明のため出席した者

◎学校教育部

| | | | |
|------------|-------|-----------|-------|
| 学校教育部長 | 石川 清人 | 教育指導担当部長 | 工藤 直人 |
| 教育総務課長 | 宮崎 博文 | 教育総務課課長代理 | 太田 恵 |
| 教育総務課企画担当長 | 松本 信哉 | 学校給食課長 | 熊川 泰成 |
| 教育指導課長 | 石井 鮮太 | 教育指導課指導主事 | 小塚 裕歩 |
| 教育指導課指導主事 | 鈴木 晃太 | | |

◎社会教育部

| | | | |
|----|------|--------|-------|
| 部長 | 平井 悟 | 中央図書館長 | 小林 裕治 |
|----|------|--------|-------|

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和3年7月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和3年6月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和3年6月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。今定例会に提出されている議案のうち、議案第14号について

は、個人に関する案件であり、公正かつ円滑な人事管理を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、議案第14号については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業における特定事業の選定・公表及び入札公告・入札説明書等の公表について

【報告】

○吉野教育長

本事業の進捗状況等を報告するものである。詳細は学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

今月15日に行った、(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業における特定事業の選定・公表及び入札公告・入札説明書等の公表について説明する。

まず、1の「特定事業の選定・公表」について説明する。

(1)の「概要」だが、この給食センターの整備・運営事業については、民間事業者の持つ経営ノウハウや資金を活用して行う「PFI事業」として、PFI法に基づいて手続を進めている。

なお、「特定事業」とは、PFI事業として実施することが適切であると判断して、選定した事業を指す用語であり、本市では、この給食センターの整備・運営事業を「特定事業」として選定した。また、この特定事業の選定に当たっては、次の(2)に記載されたような客観的評価を行って、これを公表することとなっている。

(2)の「特定事業の選定のための評価」は割愛し、(3)の「評価の結果」に進ませていただく。本事業について客観的な評価を行った結果、市が直接事業を実施する場合と比べ、PFI事業として行うことにより、市の財政負担の5.1%程度の削減や業務の効率化が見込まれるとともに、「安全・安心でおいしい適温給食」の実現という点でも有利であるという評価が得られた。

続いて、2の「入札公告・入札説明書等の公表」について説明する。

(1)の「概要」だが、この事業をPFI事業として実施するために、事業者を募集して「入札」を行うが、この入札の手続として、入札を実施することを明らかにする「入札公告」と、入札の手続きに関する事項などを記載した「入札説明書」などの公表を、先ほ

どの特定事業の公表と同じく今月 15 日に行った。

次に、(2)の「事業者選定方式」だが、この事業を実施させる事業者については、給食センターの施設の整備のみならず、維持管理・運営までを通じて、より良いサービスの提供を求めるということから、一般的な入札のような「価格」だけで判断するのではなく、事業に対する提案や技術的能力なども総合的に評価して落札者を決定する方式である、「総合評価一般競争入札」により行う。

続いて、3の「公表以後の主なスケジュール」について説明する。

7月15日に「特定事業の選定・公表」と「入札公告・入札説明書等の公表」を行ったところであり、「入札説明書等に関する説明会」については、7月27日に開催した。

また、次の「配送校の見学」については、本日から開始しており、来週の8月6日までの日程で、全ての小中学校を回る予定となっている。

9月10日に、この入札への参加希望事業者により提出される「参加表明書」と「参加資格審査申請書類」の受付を締切り、この内容を審査して、同月の22日に「参加資格審査結果」の通知を行う。

次の、直接対話2回目については、9月30日と10月1日の2日間で実施する。

11月12日には、この「入札及び提案書類の受付」ということで、入札に参加する事業者は、この日に入札金額と、事業に関する提案書類の2つを提出することとなる。

ここで提出された入札金額と提案書類を審査し、その合計得点で落札者を決定するとともに、その結果を公表するのを12月としている。

令和4年1月には、落札者となった事業者との間で、「基本協定の締結」を行い、同じく1月中旬に「事業契約の仮契約の締結」を行う。

ここでは「仮契約」となるが、正式な契約の締結については、市議会でこの契約についての議決をいただいた後に行うこととなる。

ここからあとの「4資料の閲覧」と「5添付資料」については、説明を割愛させていただく。

【質疑】

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第3号 平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【報告】

○吉野教育長

当該規則の一部改正について臨時に事務を代理したので、規則の定めに基づき報告するものである。詳細は中央図書館長が報告する。

○中央図書館長

本年6月に行った「平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例」の一部改正に伴い「平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則」の一部改正を行った。

改正の主旨としては、令和4年度からの地区図書館への指定管理者制度の導入のため、図書館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる旨の規定を整備するほか、現在の規定を整理したものである。

次に、改正の内容について説明する。

指定管理者制度の導入に関する改正箇所としては、第5条の（指定管理者の公募の公表）、第6条の（指定管理者の指定の申請）、第7条の（協定の締結）、第29条の（指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等）を新たに設けている。

また、その他の規定については、必要な字句の整理のほか、全体の構成を見直すなどしている。

なお、この条例施行規則の施行期日は、「公布の日」として令和3年6月29日としている。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

3 議案第11号 令和4年度平塚市立中学校使用教科用図書の採択について

【提案説明】

○吉野教育長

令和4年度に平塚市立中学校の生徒が使用する教科用図書について採択するものである。詳細は教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条において、「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとする」とある。これにより、採択替えが行われたあと、4年間は同じ発行者のものを使用することが定められている。ただし、採択は単年度ごとに行うことになっており、令和4年度に使用する中学校使用教科用図書については、従来であれば、令和2年度に採択されたものと同様のものを採択する予定だったが、新たに検定を経て発行される教科書が生じたことから、その対応について令和3年3月30日付で、文部科学省より「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」通知があった。

「1 採択に当たっての留意事項についての（2）」にあるとおり、令和3年度における採択に当たっては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき新たに発行されることとなったことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関

する法律施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であるとされている。また、採択替えを行う場合は、新たに発行されることとなった教科用図書の種目のみであり、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によること、その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、昨年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられるとある。このことから、基本的には継続採択として資料のとおり報告させていただくが、「社会（歴史的分野）」についてのみ採択替えが可能となっていることを含め、御審議くださるようお願いする。

○吉野教育長

ただいまの説明について、質問はあるか。

（質問等の意見なし）

○吉野教育長

特に質問がないようなので審議に移る。

【社会（歴史的分野）】

○林委員

昨年、様々な意見を参考にしながら、7社の中から適した教科書を選定したという認識である。今回、神奈川県教育委員会の調査研究結果を参考に、自由社の教科書を拝見させていただいた。今、学習しているページがどの世紀・時代に当たるのかが一目で分かるようにページの下に年表が掲載されており、分かりやすいと感じた。こうした工夫は自由社以外の発行者でも見られるが、その中でも、現在使用している帝国書院の教科書は、年表インデックスと巻末の世界史年表を対応させると、世界の出来事の様子も分かり、自由社も含めて他の発行者とは異なる特徴があり、採択した理由の一つであったと思う。

○梶原委員

新たに発行された自由社の教科書はコラムが充実していると感じた。ただ、歴史の教科書は多面的・多角的に考察できるよう、学習課題について、一人一人の考えをグループの中で説明し意見交換することで、より深い学びへつなげるという視点が大切であると思う。現在使用している帝国書院の教科書は、まとめの活動の中で、そうした工夫のあるページが設定されていて良いという話を昨年この場でさせていただいている。

○目黒委員

私も同じ意見だが、昨年、採択検討委員会における調査員からの報告や現場の先生方などの意見を参考にしながら現在使用している帝国書院の教科書を選んだ。帝国書院の教科書には「タイムトラベル」というその時代の社会の様子が見開き2ページで掲載されていて、視覚的に時代の特色がつかみやすく、自由社の教科書も含め、他者の教科書より特徴があると思う。また、先生方は、現在使用している教科書について、教材研究をしている

と思う。もし、新しい教科書が選ばれた場合に、改めて研究し直すなどの負担もあるし、採択替えはせずに、現在使用している教科書が良いと考える。

○守屋委員

私も、現場の子どもたち、先生方の混乱、負担などを考えると、子どもにとっては教育の継続性を大切に、先生方にとっては研究の蓄積を大切にしていける必要があるのではないかと考える。自由社も含めて新たな教科書が採択されるということになると、教科書に合わせた資料の作成など授業の準備もまた一からとなり、更に先生方の長時間労働などの問題にも関わらないかと思っている。

○吉野教育長

委員の皆様から意見をいただいたが、自由社の教科書を読んだ上で、それぞれ、昨年度における採択の理由や検討の経緯及び内容、そして実際に使用する子どもたちや先生方のことも考えての意見であったと思う。

私としても、学校は今年度から新しい学習指導要領が全面実施となり、年間の指導計画を見直し、昨年採択された教科書をしっかり活用しようとしているところだと思うので、継続採択が良いと考える。

皆様の意見をまとめ、中学校「社会（歴史的分野）」の教科用図書につきまして、採択替えは行わないということにしたいが、よろしいか。

【結果】

全員異議なく原案どおり採択された。

4 議案第12号 令和4年度平塚市立小学校使用教科用図書の採択について

【提案説明】

令和4年度に平塚市立小学校の児童が使用する教科用図書について採択するものである。詳細は教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

令和4年度平塚市立小学校使用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条において、「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとする」とある。平塚市立小学校使用教科用図書は、令和元年度に採択され、令和2年度から5年度の4年間、種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっている。よって、資料を御確認の上、採択をしていただくようお願いしたい。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり採択された。

5 議案第13号 令和4年度平塚市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

【提案説明】

令和4年度に平塚市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書について採択するものである。詳細は教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

令和4年度平塚市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書については、各学校において児童・生徒一人一人のニーズに合わせた教科用図書を使用するため、学校教育法附則第9条により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書以外の図書を使用することができる。

資料にある「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和4年度使用）」、本市で採択された教科書及び下学年の使用教科書、拡大教科書（弱視者用含む）及び小・中学校からその児童・生徒に必要な図書を選定し、教育委員会に報告があったものからの選定となるので、御確認いただき、採択をお願いしたい。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり採択された。

7 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第14号の審議に際し、関係者以外の退室を発言した。

6 議案第14号 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対処方針の決定について

【結果】

教育長及び教育指導課長が提案説明を行い、採決をした結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 7 月定例会は閉会する。

(14 時 41 分閉会)